

年管管発 0104 第 2 号
令和 6 年 1 月 4 日

市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）
国民年金主管課（部）長
地方厚生（支）局
年金調整課長・年金管理課長

殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

「令和 6 年能登半島地震により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する
保険料免除に係る取扱いについて」の一部訂正について

令和 6 年 1 月 2 日付けで、「令和 6 年能登半島地震により被害を受けた国民年金
第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて」（令和 6 年 1 月 2 日年
管管発 0102 第 1 号）を発出したところですが、当該通知について記載の一部に誤
りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。御了知いただくよう、お願
い申し上げます。

記

○ 令和 6 年能登半島地震により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する
保険料免除に係る取扱いについて（令和 6 年 1 月 2 日年管管発 0102 第 1 号）（抄）
（下線の部分は訂正部分）

訂正後	訂正前
(2) 免除期間 令和 5 年 11 月分から <u>令和 8 年</u> 6 月分までであること。なお、令和 6 年 7 月分以降については、改め て免除の申請が必要であること。	(2) 免除期間 令和 5 年 11 月分から <u>令和 7 年</u> 6 月分までであること。なお、令和 6 年 7 月分以降については、改め て免除の申請が必要であること。